

博士学位論文審査要旨

2019年1月17日

論文題目：慢性疾患を持つ従業員の機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響についての研究

学位申請者：今井 裕紀

審査委員：

主査：総合政策科学研究科 教授 藤本 哲史

副査：総合政策科学研究科 教授 川浦 昭彦

副査：愛知淑徳大学グローバル・コミュニケーション学部 教授 渡辺 直登

要旨：

本論文は、慢性疾患を持つ従業員の生活機能の低下がディストレスおよびウェルビーイングに与える影響を分析することにより、健康に問題を抱える従業員の就労を困難にする要因と職場マネジメントの課題を考察したものである。

本論文は全7章から構成される。第1章では本論文の目的を提示し、以下の3つの問い合わせている。(1) 慢性疾患を持つ従業員の機能的制限はディストレスを増加させ、ウェルビーイングを低下させるか。(2) 機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響は、自尊心や統制感覚等の心理的資源への影響によって媒介されるか。(3) 雇用の安定性や職務裁量等は機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響を調整するか。

第2章では、慢性疾患を持つ従業員の就労上の課題について整理している。近年のわが国の就労者に占める健康に問題を抱える人の割合の増加を確認したうえで、がんや糖尿病等の疾患有つ従業員の就労困難の実態や、企業における支援の現状について述べている。

第3章では慢性疾患を持つ従業員の就労に関連する先行研究を幅広くレビューし、先行研究で明らかにされていない事項を確認している。

第4章では、資源保持理論および職務要求・資源理論に基づいて、機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響についての仮説を提示している。

第5章では、分析に用いたデータと変数、および分析の手続きについて説明している。データは「平成22年国民生活基礎調査」、2010年の「日本版General Social Survey」、2008年の「日本人のしあわせと健康調査」の3つである。

第6章ではデータ分析の結果を報告し考察を行っている。機能的制限はディストレスを高め、ウェルビーイングを部分的に低下させること、機能的制限がディストレスに与える影響は自尊心を媒介すること、そして非正規雇用者および女性であることは機能的制限がディストレスに与える影響を強めることが明らかにされている。

第7章では、検証結果について総合的に考察し、本論文の理論的および実践的含意、および今後の研究課題について述べている。

病気を抱える人々の就労を促進する必要性が認識されつつある今日、個人が健康であることを前提としない人材活用のあり方を検討する必要がある。その意味において、慢性疾患により健康上の制約がある人々の職業生活を阻害する要因を明らかにしようとした本論文は重要である。分析では、病気についての悩みを統制しても機能的制限はディストレスを高めることができると明らかにされており、この結果に基づいて、慢性疾患を持つ就労者の機能的制限は病気そのものから生じる

身体的苦痛や不快とは異なるもので、機能的制限により仕事の基本的な動作をこなせないことが自尊心を低め、心理状態を悪化させる可能性があることを示した点は大いに評価できる。また、職務裁量の付与ややりがいのある仕事の割り当てでは機能的制限を持つ就労者の悩みは軽減されず、健康に問題がある個人が支援に対して持つニーズを踏まえた人材マネジメントの実践が大切であることを示した点も重要である。本論文では既存のデータセットから慢性疾患を持つ就労者を抽出して分析を行っているため、分析の結果をわが国の疾患を持つ人々にどこまで一般化できるかは議論の余地があること、また慢性疾患を持つ人々の就労を促進する職場要因については十分に検証できていないこと等の課題は残されているものの、これらは本論文の知見の価値を損なうものではなく、多様な人材のマネジメントに関する研究と政策の議論に大きく貢献している。

よって、本論文は、博士（技術・革新的経営）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2019年1月17日

論文題目：慢性疾患を持つ従業員の機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響についての研究

学位申請者：今井 裕紀

審査委員：

主査：総合政策科学研究所 教授 藤本 哲史

副査：総合政策科学研究所 教授 川浦 昭彦

副査：愛知淑徳大学グローバル・コミュニケーション学部 教授 渡辺 直登

要旨：

今井氏に対する総合試験は、2019年1月17日の午後4時30分より1時間にわたり、公聴会形式により実施された。まず、今井氏が約30分にわたって論文の概要についてプレゼンテーションを行い、続いて約30分間、今井氏と審査委員との間で質疑応答が行われた。

審査委員から、媒介効果仮説の検証結果から考えられる事柄、データ分析において病気を持つ人だけを対象にした理由、本研究テーマに対して社会学や心理学が学術的に貢献できる事柄、病気を持つことと機能的に制限されることの関係性、またロジスティック回帰分析を用いた理由や重回帰分析における決定係数などに関する質問があった。今井氏はこれらの質問に対し、研究デザインや分析の意図を明瞭に説明するとともに、本論文の意義について分析結果や今後の課題と関連づけて丁寧に回答し、いずれも審査委員を納得させた。以上のことから、今井氏の十分な研究能力を確認することができた。

また語学試験については、今井氏がディストレスやウェルビーイング、また慢性疾患を持つ人々の働き方等に関する先行研究の検討において多くの英語文献をレビューしており、その理解も的確であり誤りがないことから、今井氏の研究に必要な英語の運用能力が十分であることを確認した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：慢性疾患を持つ従業員の機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響についての研究

氏名：今井 裕紀

要旨：

本研究の目的は慢性疾患を持つ従業員の機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響を明らかにすることである。特に、次の3点に焦点を当てた。(1)機能的制限はディストレスを増加させ、ウェルビーイングを低下させるか。(2)機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響は、自尊心や統制感覚等の心理的資源によって媒介されるか。(3)雇用の安定性や職務裁量等の職務上の資源は機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響を調整するか。

第1章では本研究の課題を提示し、研究の目的に関連するわが国の現状および諸学問分野の知見を概観した。現在わが国で通院しながら働く人は就労者全体の3分の1を占めるが、職場の理解がないなどの理由で治療と仕事の両立に困難を抱える人がいることが明らかにされており、従業員が疾患を持っていても充実した職業生活を送ることができるようにするための職場環境の整備が求められている。近年の研究は疾患が従業員の離職の確率を高めることを明らかにしているが、疾患を持ちながら働く人が職場でどのような困難に直面し、それらの困難をどのように受けとめているかについては十分に明らかにされていない。そのため本研究では、わが国において慢性疾患を持つ従業員が経験する心理的な困難の実態を把握し、困難と関連する職場の要因について明らかにすることを目的に掲げた。

第2章では問題背景を確認した。近年の調査研究は、慢性疾患を持つ人の就労課題として、勤務日や時間の調整、職場における周囲の理解や協力、身体的動作の制約への対応などの点を指摘している。例えば、働くがん患者を対象に行われた調査の結果では、約23%の人が治療に必要な休みを取ることができなかったことを離職理由として挙げている。また同調査では、就労継続のためには、病状に合わせて勤務時間を短縮できる制度や、病気についての上司や同僚の理解が必要であると、がん患者が感じていることが報告されている。勤務時間の調整や周囲の理解に加え、疾患に伴って生じる身体機能上の制約も職業生活上で必要な動作を妨げるため、病気を持つ従業員の精神的な負担を高める。例えば、糖尿病患者の22.0%が糖尿病を持つことを仕事上の負担と感じており、具体的にはトイレが近い、視力低下がある、宴会や接待に出席しにくいといった課題があるとされている。また難病の患者については、クローン病を持つ人のうち17.6%が仕事中のトイレの利用に、パーキンソン病を持つ人の20%が手や指を使用して物をつまんだりすることに、もやもや病を持つ人の17.3%が仕事上で書類を読むことに課題を感じている。このような疾患を持つ人々の就労上の課題について詳述したのち、企業における治療と就労の両立課題への対応の現状を確認した。労働政策研究・研修機構の調査によれば、92.1%の企業が病気休職制度を有しているが、非正社員を病気休職制度の適用対象としている企業は44.8%に止まっていた。このことから、非正規の職に就いている人が疾患に罹患した場合により大きな困難に直面する可能性が考えられる。

第3章では先行研究をレビューし、未解明事項を確認した。先行研究は、慢性疾患を持つこと

が心身機能の制約、日常生活の活動や社会参加の制約と関係することを明らかにしている。例えば、慢性疾患を持つ人は、持たない人と比べ、身体機能、日常役割機能、社会的生活機能により大きな制約を抱えることが示されている。本研究で着目する機能的制限とは、このような機能の制約を表す概念である。先行研究は、地域住民において機能的制限を持つことが独立した日常生活を営むことを困難にし、その結果自尊心が低下し、抑うつ傾向が高まるなどを明らかにしている。しかし、慢性疾患を持つ従業員における機能的制限の問題は未だ明らかにされていない。今日の職場には、仕事の過重負荷や、雇用の不安定さなど、従業員にとって多くのストレス要因がある。その中で身体的な機能制約を持つことが従業員にどのような精神的な問題を引き起こすか、またどのような職場環境要因が機能的制限による従業員の心理的負担を強化または緩和するかを解明することは重要である。

第4章では機能的制限がディストレスとウェルビーイングに与える影響について、直接効果、間接効果、調整効果に分けて仮説を提示した。ディストレスの指標は、非特異的心理的ディストレス、ネガティブ情動、気分・不安障害で、ウェルビーイングの指標は、職務満足度、職業機会の不平等感、精神的健康、ポジティブ情動である。予測にあたり資源保持理論（Conservation of Resources Theory）および職務要求・資源（Job Demands-Resources）理論を用いた。いずれの理論も、個人が保有する資源の増減とストレスやモチベーションの関係を説明するものである。これらの理論に基づくと、日常生活を営む、および職業上の基本的な動作を遂行する能力を制約するような機能的制限はストレス要因となると考えられる。従って、機能的制限がディストレスを高め、ウェルビーイングを低めると予測した。またこの関係に対して、心理的資源としての自尊心および統制感覚には媒介効果が、また職務上の資源としての性別、雇用形態、職務裁量、スキル多様性、社会的支援には調整効果があると予測した。

第5章ではデータ、変数、分析の手続きについて説明した。本研究が用いるデータは、「平成22年国民生活基礎調査」、2010年の「日本版総合的社会調査」（Japanese General Social Survey）、2008年の「日本人のしあわせと健康調査」（Survey of Midlife Development in Japan）の3つである。これらのデータセットから、慢性疾患を持つ従業員を抽出して分析に用いた。

第6章では仮説検証の結果を報告し考察を行った。機能的制限は、非特異的心理的ディストレスおよび気分・不安障害を持つ確率を高め、ネガティブ情動を高め、職務満足および精神的健康を低めていた。自尊心は、機能的制限がネガティブ情動に与える影響を媒介していた。非正規雇用者であることは機能的制限が非特異的心理的ディストレスに与える影響を強め、また、女性であることは機能的制限が気分・不安障害に与える影響を強めていた。

特に、機能的制限が非特異的心理的ディストレスおよび気分・不安障害に与える影響は、病気についての悩みを統制しても消失しなかった。従ってこの結果は、機能的制限のディストレスへの影響は、病気についての悩みがディストレスに与える影響とは独立したものであり、日常課題の遂行能力の制約を抱える従業員がストレスを抱えずに働くことができる職場環境を整備するためには、病気についての悩みを解消するための措置（例えば通院や入院などの医療的措置が考えられる）だけでなく、機能的制限を持つことに配慮した職場運営や職務の割り当て等、職場における支援が必要であることを示唆している。

7章は各章のまとめを示したうえで、検証結果について総合的に考察し、本研究の理論的および実践的含意、今後の研究課題について述べた。本研究の結果は、女性や非正規雇用者において問題が深刻化する傾向を示しており、このことから職場において周辺化されやすい人々の状況に特に配慮し、支援を検討することが必要であるといえる。

(3,048字)